

## 「要綱等により設置された委員会等の委員に対する報償費の支出に係る住民監査請求」 についての監査結果の概要

- 1 監査請求書の提出日 平成25年1月22日
- 2 監査結果の通知日 平成25年3月18日（監査期限：同月23日）
- 3 請求の要旨

### (1) 措置要求事項

知事に対して、要綱により設置した附属機関に準じる機関（請求人が監査対象としている土木部、まちづくり推進局及び教育委員会事務局所管の8つの委員会等、以下「本件各委員会等」という。）の委嘱委員に対して支払った報償費719,400円を奈良県に支払うことを求める。

### (2) 請求の理由

地方自治体が任意で附属機関を設ける場合は条例によらなければならないと地方自治法で定められているにもかかわらず、奈良県が要綱に基づき「各種委員会」を設置し、委嘱委員に報償費を支払ったことは違法である。

よって、監督すべき義務を負っていた知事は、不法行為を行ったことにより、奈良県に対して損害賠償責任を負っている。

※本件各委員会等は以下のとおり。なお、平成24年12月県議会で全て条例設置の附属機関とされている。

奈良県入札監視委員会、奈良県建設工事等入札参加停止審査会、奈良県公共事業評価監視委員会、奈良県河川整備委員会、奈良公園植栽計画検討委員会、奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会、奈良県教員指導力審議会及び奈良県教員メンタルヘルス委員会

## 4 監査結果

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

理由は以下のとおりである。

### (1) 本件各委員会等の附属機関の該当性について

地方自治法を所管する総務省から附属機関についての明確な判断基準が示されていなかったこと、他府県においても要綱等で設置する会議等が多く存在していたことなど行政実務上、要綱等での設置が違法であるとの認識は一般化していたとはいえないことなどから、各担当課において、本件各委員会等が附属機関に該当すると認識することが困難であったことは認められるが、平成14年1月30日のさいたま地方裁判所の附属機関に係る判決に照らして検討すると、本件各委員会等の活動内容は、審査、審議、調査等に該当すると考えられる活動がされていたものと認められ、要綱等で設置していたことについては、違法の評価を否定することはできない。

(2) 本件報償費の支出について

本件各委員会等の委員に対しては、委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（以下「報酬条例」という。）及び附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（以下「報酬規則」という。）を準用し相当する額を報償費として支給していたことであるが、附属機関の該当性については違法の評価を否定できないことから、報償費としてではなく報酬を支出することが相当であった。

(3) 県の損害について

本件各委員会等は、いずれも設置目的が県の事務・事業に関連したものであり、各委員は執行機関の依頼を受けて、本件各委員会等に出席し、審査、審議、調査等に該当すると考えられる業務を遂行していたことが認められ、委員の役務の提供について、県にとっての有益性を否定するような事情は認められない。

本件報償費の額は、報酬条例及び報酬規則を準用し、附属機関の委員の報酬の額と同額となっており、社会通念に照らして相当性を欠くとは認められない。また、本件各委員会等が条例に根拠を有することとなった以後の、本件各委員会等の委員についての報酬を規定する上記の条例及び規則に定める報酬の額とも同額にもなっている。

以上のとおり、県は、本件各委員会等の各委員から、本件報償費の支出に見合った役務の提供を受けていると認められることから、平成6年12月20日の最高裁判所の判決に照らして検討すると、本件報償費の支出によって県に損害が発生したとは認められない。

※ 監査結果本文については、平成25年3月26日付の県公報に掲載予定